

総務政策課 お知らせ



お問い合わせは、
(☎63・2051)まで。

9月1日は『防災の日』

9月1日は「防災の日」です。これは大正12年の9月1日に起きた関東大震災の教訓を忘れないという意味と、この時期に多い台風への心構えの意味も含めて昭和35年に制定されたものです。

家庭では、いざという時に備え、避難場所の確認や非常持ち出し袋を用意しておきましょう。中身は一人で持ち出せる最低限のものを入れておきましょう。

年に一度は必ず点検し、電池やミネラルウォーター、缶詰などが古くなっていけば新しいものと交換しましょう。その他、災

害直後には持ち出せなくても、後々使用できるように水やインスタント食品を別にストックしておく目安です。

また、阪神淡路大震災では、家具や家電の転倒による被害も多く報告されています。不安定な家具や危険なものがないかなど、この機会に一度、家の内外を点検しておきましょう。



9月6日は『救急の日』

日高町での
救急車出動件数
年間
272件

日高広域消防の救急車が、平成25年の1年間に出動した件数は2310件。

搬送された方を年齢別に見ると、65歳以上の高齢者の割合が全体の約62%を占めています。

人権相談・行政相談・心配ごと相談合同相談所開設のお知らせ

9月17日(水)、人権相談・行政相談・心配ごと相談の合同相談所を、日高町保健福祉総合センター2階会議室で午後1時から4時まで開設します。相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご利用ください。



相談員は、社会福祉協議会会長・副会長、民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員の方々です。詳しくは、日高町社会福祉協議会(☎63・2751)まで。

広報ひだか8月号記事の訂正とお詫び

広報ひだか8月号に掲載した「南海トラフ地震防災対策計画を策定してください」記事において、対象事業所の一つとして「1万人以上が勤務する工場など」と表記しましたが、正しくは「1千人以上が勤務する工場など」です。

関係されるみなさまには、大変ご迷惑をお掛けしました。お詫びして訂正いたします。



日高町では、272件の出動で263人の方が搬送され、町民の約33人に1人が救急車を利用したことになります。

(出典：消防年報【平成25年版】・日高広域消防事務組合消防本部作成)



健康推進課 お知らせ

お問い合わせは、
(☎63・3801)まで。

自立支援医療制度 (精神通院医療)

精神疾患のため通院して治療を受ける場合、医療費に継続的な負担がかかります。そのような方々のために通院医療費の負担軽減を図る制度があります。申請してこの制度が適用されると、精神疾患に関する通院治療のうち医療保険適用分について、自己負担が原則1割に軽減されます。有効期間は1年間で、利用を継続するには再申請の手続きが必要です。

※世帯の所得や疾病等に応じて、自己負担上限額があります。また、一定所得以上の場合には、対象外となる場合があります。

■対象者

通院による治療を継続的に必要とする程度の状態の精神疾患(てんかんを含む)を有する方

統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害(依存症等)など

■対象となる医療

精神通院医療・デイケア・訪問看護・薬代等も対象となります。

但し、入院医療費は対象外となります。

■申請方法

以下の書類を健康推進課へご提出ください。

- ・自立支援医療費(精神通院)支給認定申請書
- ・自立支援医療診断書(精神通院)
- ・医療保険証(受診者および受診者と同一の世帯に属する方の名前が記載されている医療保険証)
- ・世帯の所得状況が確認できる書類(町民税課税・非課税証明書等)

水痘・成人用肺炎球菌ワクチンの 予防接種について

平成26年10月から水痘および成人用肺炎球菌の予防接種が定期予防接種になります。

【水痘(水ぼうそう)】

- ・接種対象者

平成21年10月2日生まれから、平成25年9月30日生まれまでの方。

※既に水痘ワクチンの接種を受けたことがある方、水痘にかかった事がある方は、対象外となります。

- ・接種期間
平成26年10月1日から、定期予防接種となります。
- ・接種費用 無料



【成人用肺炎球菌】

- ・接種対象者

①平成26年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳以上になる方。

②60歳以上65歳未満の方であって、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方。

※既に肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある方は対象外です。過去に接種された方は、再接種により注射部位の腫れや痛み、熱感、発赤等の副反応が強くあらわれることがありますので、再接種しないでください。

(1回接種)

- ・接種期間
平成26年10月1日から、平成27年3月31日

水痘および成人用肺炎球菌の予防接種共に、対象の方に個別に通知いたします。

お手元に届く通知書を必ずお確かめください。

お問い合わせなど、詳しくは健康推進課(☎63・3801)まで。